

第 3 6 7 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年 6月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋城木造天守の安全性能の確保のため法人Aと協議したものがわかる資料（評価員との会議録）

- 2 同年 7月16日、実施機関は、本件公開請求に対して、次の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 1 指摘事項回答書（H30.02.07）
- 2 指摘事項回答書（H30.03.09）
- 3 指摘事項回答書（H30.04.09）
- 4 指摘事項回答書（H30.05.23）
- 5 指摘事項回答書（H30.07.04）
- 6 指摘事項回答書（H30.07.30）
- 7 指摘事項回答書（H30.09.03）
- 8 指摘事項回答書（H30.10.15）
- 9 指摘事項回答書（H30.10.29）

- 3 同年 7月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 評価員の氏名、法人B（以下「本件法人①」という。）の従業員の氏名及び法人C（以下「本件法人②」という。）の従業員の氏名に関する部分については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため、条例第7条第1項第1号に該当する。
- (2) 本件法人①及び②の防災・避難に関する技術的なノウハウに関する情報が記載されており、当該情報が公開されると、法人の通常有する競争上の利益が損なわれ、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる情報であるため、条例第7条第1項第2号に該当する。
- (3) 名古屋城木造天守閣の出火場所の特定、火災の早期覚知及び消防への通報等を行う機器等（以下「防災設備」という。）の所在地（以下「防災拠点」という。）に係る情報が記載されている。名古屋城木造天守閣は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条を適用することで、同法の各種規制を適用除外とすることにより建築が可能になる建造物である。そのため、名古屋城木造天守閣は、独自に防災上の安全性を確立する必要があるところ、防災設備は名古屋城木造天守閣の防災を担う重要な設備である。
- 防災設備は、木造天守閣に来場する不特定多数の観覧者の生命又は身体を保護するものであり、人命等を守るために防災設備の確実な稼働は必要不可欠である。当該情報が公開されると、名古屋城木造天守閣への放火等を企図する人物に対し、犯罪実現の妨げとなる設備の所在地を示すことになり、当該人物による犯罪の予防、観覧者の生命又は身体の保護に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第3号に該当する。
- (4) 名古屋城木造天守閣復元事業（以下「本件事業」という。）における防災・避難に関する法人A（以下「センター」という。）による審議内容の情報が記載されている。当該情報が公開された場合、当該審議に関して、議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。また、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができないおそれがある。
- したがって、当該情報は、当該事業における防災・避難に関する、センターによる審議の内容の情報であって、公にすることにより、当該者における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- ならびに、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。当該情報が公開されると、現時点では未確定

の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

以上のことから、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件事業は、名古屋城天守閣を木造復元に意義があること及び観光資源としても有用であることなどから、賛成する者がいる反面、現天守閣が観光・地域振興のシンボル性を有していること、博物館相当施設として市民生活に寄与していることなどから、本件事業の実施自体に反対する者もいるなど、市民から非常に高い関心を向けられている。

また、本件事業の実施に当たっては、老朽化、耐震性の確保などの諸問題を解決し、「史実に忠実な復元」を目指すものであるが、真実性の高い復元を行うため、移動困難な方への対応や、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討など、「バリアフリー」についても解決すべき課題を抱えている。

以上のとおり、本件事業は、市民からの高い関心の下、種々の問題を解決して進めていかなければならない高度な政治的判断を伴う事業である。

(2) 実際に名古屋市（以下「本市」という。）が催した市民向け説明会において、本件事業の進捗状況を説明した際には、本市の説明を「虚偽だ」と断定するような発言や一方的に曲解するような発言が散見されている。このように、当該事業の推進には反対意見を持つ市民が現実に存在することは、顕著な事実であり、未確定の情報が公開されると、それがあたかも既定事実であるかのように誤解を招いたり、その情報の一部が曲解されるなどして、事実と反する情報が流布するなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

実施機関においては、このような状況が認められたがゆえに、なおのこと慎重に評価し、条例第 7 条第 1 項第 4 号に基づき、該当箇所を非公開とする決定をしたものである。

(3) 審査請求人の主張は、「途中であっても公開すべき」として、制度自体への不服を主張するものであり、実施機関の行った処分の誤りについて具体的に述べているものとは認められず、実施機関の処分を違法または不当とする主張に欠けるものである。

(4) 本件処分において、非公開理由として明記していないが、処分内容を改めて見直したところ、非公開情報には条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当する

情報も含まれているため、追加主張することとする。

非公開情報には、木造天守の安全性に関し、センターによる構造性能及び防災性能に係る評価を受けるため、センターの評価員と本件法人①の従業員及び本市職員等との間で交わされた、木造天守の安全性に係るやり取り（以下「本件協議」という。）が記載されている。本件協議は、非公開で行われるものであることに加え、本件法人①の防災・避難に関する技術上のノウハウに関する情報も含まれている。また、記載内容には、中間的な議論・検討や未だ確定していない未成熟な意見等も含まれている。

当該情報が公開されると、市民等から本市やセンター等に問合せ・苦情等が寄せられ、その対応や調整等に追われるとともに、非公開であることを前提とした場での本件法人①のノウハウに関する情報を含む内容を公開することで、本市と本件法人①との間の信頼関係が損なわれ、本件事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、当該事業の実現そのものに支障が生じるおそれがある。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち条例第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号を理由として非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 3 号について

ア 犯罪の予防、観覧者の生命又は身体の保護に支障を及ぼさない。また、観覧者の生命を守るために、防災拠点は公開されないといけない。

イ 実施機関が本号該当としている情報は、一般的な情報である。防災拠点がどこにあるかは、名古屋市の各施設でも秘密事項ではない。実施機関の主張は、過剰な意見である。特に名古屋城に関してだけこのようなことを言うのは、合点がいかない。

ウ 公共安全に関わることであるというだけで非公開というのは安易である。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号について

ア 意思決定されていない未確定な情報が確定したものとして誤解されるおそれがない。不確定な情報も公開して、市民が判断できるようにする。

イ 名古屋市が開かれた行政であるためには、未確定であろうが、公務員が意思決定に関与した情報は、全て公開すべきである。そうすることが、市民のための名古屋市である。未確定な情報でも公開することは、今の時代では当たり前である。

ウ 実施機関は、未確定な情報が公開されると誤解を受けると言っているが、それを判断するのは市民である。確定された情報でなければ、情報が出せないような行政はおかしい。

エ 名古屋市の他の事業でもいろいろな問題があるが、名古屋市がこんなことをやりたいという段階から情報を流さないと、市民の反対運動にもかえって時間がかかる。

オ 市民が行政の主人公である。行政が文書化した情報は、あやふやなものではない。未確定がどうかは、市民が見て判断するのが理想的な名古屋市政だと思う。行政文書となっている以上は公開すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

- (1) 本件行政文書に記載された本件協議の出席者の氏名（以下「本件情報①」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。
- (2) 本件協議における提出資料の名称（以下「本件情報②」という。） 、本件協議の検討内容（以下「本件情報③」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否か。
- (3) 本件情報②及び③が、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否か。
- (4) 本件情報③のうち防災拠点に係る情報が、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。
- (5) 本件情報②及び③のうち本件法人①及び②のノウハウに関する情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 公開しない理由の追加について

実施機関は、弁明書の撤回及び再提出を行い、公開しない理由の追加を行ったが、当審査会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては次のとおり判断する。

条例が公開しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、公開しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。公開しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審理の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、公開しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審査会において、新たに追加された公開しない理由について審議することができないとすると、当審査会より答申を受けた実施機関が、その新たな公開しない理由により、再び一部公開決定を行う可能性も否定できず、本件審査請求に対する迅速な審理を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は、追加した公開しない理由を記載した弁明書を当審査会に提出し、当審査会は、審査請求人に対して、当該弁明書の写しを送付するとともに、それに対する反論の機会をも与えた。

以上のことから、当審査会としては、追加された公開しない理由も含めて、本件事案の審議を行ったものである。

4 本件行政文書について

(1) 本件事業については、実施機関が上記第 3 の 2(1) で述べるとおり、特別史跡である名古屋城の天守閣を木造復元する事業であり、市民からの高い関心が寄せられる中で、高度な政治的判断が求められるものであると認められる。

(2) 当審査会の調査によれば、本件行政文書が作成されることとなった経緯は次のとおりである。

- ア 本件事業においては、上記第 3 の 1(3) で実施機関が述べるとおり、建築基準法の適用除外のため、建築基準法第 3 条を適用する必要がある。
- イ 建築基準法第 3 条の適用にあたっては、建築主である実施機関が、特

定行政庁である名古屋市に申請を行い、同条の適用に係る認定を受けることとなっている。

ウ 実施機関は、上記イの申請を行うにあたり、事前に、建築構法等の性能評価を行う専門機関であるセンターから、防災に係る評定（以下「防災評定」という。）を取得しており、申請の際には、当該評定に係る資料を提出している。

エ センターから防災評定を取得するための審査手続きの中で、センターの評価員及び実施機関の職員の他に、本件法人①及び②が出席して行われた話し合いが、本件協議である。

なお、上記第 3の 2(4) で実施機関が主張するとおり、本件協議は、非公開を前提として行われたことが認められる。

オ 本件行政文書は、上記ウの資料の一部であり、上記エの本件協議の記録である。

本件行政文書には、本件協議の日時、場所、件名及び本件情報①から③が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 1号の該当性について

まず、本件情報①が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報①は、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであり、通常他人に知られたくないものと認められる。

(3) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

6 条例第 7条第 1項第 5号の該当性について

次に、本件情報②及び③が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は他の地方公共団体等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めた

ものである。

(2) 本件情報②及び③は、上記 4のとおり、本市が行う事務事業に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報②及び③を公開すると、本件事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、本件協議において、実施機関及び本件法人①が、センターに対して提出した資料の名称である。本件情報②には、論文の名称、当該協議にあたり実施した実験の名称（以下「本件実験名称」という。）及びその他検討資料の名称が含まれている。

(イ) 本件情報②のうち論文の名称は、当該名称から該当論文を検索し、その内容を確認することが可能である。

また、本件情報②のうち本件実験名称は、公にすることにより、その実験の内容が具体的に類推されるおそれがあると認められる。

(ウ) 上記 4(2) エのとおり、本件協議は非公開を前提として開催されており、公開を予定していない場での検討内容に係る情報を公にすることにより、本市と本件法人①をはじめとする当該協議の出席者との信頼関係が損なわれる可能性は否定できない。

(エ) したがって、上記第 3の 2(4) のとおり、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがあるとする実施機関の主張は不合理とまでは認められない。

(オ) しかしながら、本件情報②のうちその他検討資料の名称は、一般的な表記に過ぎず、その名称から資料の具体的な内容を類推できるとまでは認められないことから、これを明らかにしたところで、本件事業の実現そのものに支障が生じるおそれがあるとは認められない。

イ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、本件協議の概要を包括的にまとめた部分（以下「本件概要」という。）と、当該協議の出席者の発言を詳細に記録した部分（以下「本件詳細」という。）に区分することができる。

本件概要には、当該協議の概要、議題、各議題における検討事項及び今後の予定が記載されている。また、本件詳細には、当該協議の議

題及び出席者の発言内容が含まれている。

- (イ) 本件情報③のうち本件概要に記載されている各議題における検討事項及び本件詳細に記載されている出席者の発言内容については、本件協議における詳細かつ具体的な防災対策等の検討内容が記載されていることが認められる。また、当該詳細に記載されている議題の中には、当該協議における具体的な検討内容が記載されているものが含まれていることが認められる。
 - (ウ) 上記 4(1) のとおり、本件事業は、市民から高い関心が向けられており、本件情報③のうち、上記(イ) のような、本件協議の具体的な検討内容が明らかになる情報を公にすれば、当該協議の出席者がいわれなき非難を浴びることや誤解されるおそれがあることは想定される。
 - (エ) また、公開を予定していない場での具体的な検討内容に係る情報を公にすることにより、本市と本件協議の出席者との信頼関係が損なわれる可能性は否定できない。
 - (オ) その結果、今後行われるであろう同種の協議において、公開されることを前提とした硬直的かつ形式的な意見しか得られず、本市と当該協議の出席者との率直な意見交換の妨げとなるおそれがあると認められる。
 - (カ) したがって、本件情報③のうち各議題における検討事項、本件協議の具体的な議題及び出席者の発言は、上記第 3の 2(4) のとおり、公にすることにより、本市と本件協議の出席者との間の信頼関係が損なわれ、本件事業の円滑な進行・調整が阻害される結果、当該事業の実現そのものに支障が生じるおそれがあるとする実施機関の主張に不合理な点があるとは認められず、これを覆す特段の事情も認められない。
 - (キ) しかしながら、本件情報③のうち本件概要に記載されている本件協議の概要、議題及び今後の予定並びに上記(イ) 以外の本件詳細に記載されている当該協議の議題は、当該協議の検討内容を包括的にまとめたものであり、通常想定されうる検討内容が記載されているに過ぎず、これらを公にすることにより、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (4) 以上のことから、本件情報②のうちその他検討資料の名称、本件情報③

のうち本件協議の概要、包括的な議題及び今後の予定（以下これらを「本件検討情報」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められないが、本件情報②のうち論文の名称及び本件実験名称並びに本件情報③のうち各議題における検討事項及び出席者の発言内容（以下これらを「本件非公開情報」という。）は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当すると認められる。

7 条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の該当性について

さらに、本件検討情報が、条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当するか否かを判断する。

なお、本件情報①及び本件非公開情報は、上記 5 及び 6 のとおり、条例第 7 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当し、非公開とすることが妥当であると認められることから重ねて判断しない。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号は、公にすることにより、法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報について、非公開とすることを定めたものである。

また、同項第 3 号は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件検討情報は、上記 6(3) ア(オ) 及びイ(カ) のとおり、一般的な表記又は包括的な記載に過ぎず、上記(1) で述べたような情報に該当するとは認められない。

(3) 以上のことから、本件検討情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当するとは認められない。

(4) 次に、本件検討情報が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かについて検討する。

(5) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(6) 本件検討情報は、本件事業及び本件行政文書の性質から、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(7) しかしながら、本件検討情報は、上記 6(3) ア(オ) 及びイ(カ) のとおり、一般的な表記又は包括的な記載に過ぎず、公にすることにより、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定等に不当な支障が生ずるとまでは認められない。

(8) 以上のことから、本件検討情報は条例第 7条第 1項第 4号に該当するとは認められない。

8 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5から 7において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 8月27日	諮問書の受理
令和 2年 7月31日	弁明書の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
令和 4年 4月18日	弁明書（再提出）の写しの受理
同日	審査請求人に、弁明書（再提出）に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
6月 3日 (第34回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第34回第 3小委員会)	調査審議
7月 1日 (第35回第 3小委員会)	調査審議
8月 4日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人

別表

本件情報	公開すべき情報
<p>< 本件情報① ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件協議の出席者の氏名 <p>< 本件情報② ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文の名称 ・ 本件実験名称 ・ その他検討資料の名称 <p>< 本件情報③ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件協議の概要 ・ 本件協議の議題 ・ 本件協議の各議題における検討事項 ・ 本件協議の今後の予定 ・ 本件協議の出席者の発言内容 	<p>< 本件情報② ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他検討資料の名称 <p>< 本件情報③ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件協議の概要 ・ 本件協議の包括的な議題 ・ 本件協議の今後の予定